



東洋大学

資料2
(芦野委員提出資料)

雇用類似の働き方に関する ドイツの状況

2019年2月13日

於：厚生労働省「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」

目次

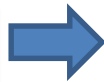
- I . ドイツにおける雇用類似の働き方の者に関する議論状況
- II . 見せかけの自営業者とSolo-Selbstständige
- III . Solo-Selbstständigeの現状と今後の課題

I. ドイツにおける 雇用類似の働き方の者に関する議論状況

1. ドイツにおける雇用類似の働き方の者の法的位置づけ
2. Solo-Selbstständigeの定義と種類
3. Solo-Selbstständigeの数の推移

I -1. ドイツにおける雇用類似の働き方の者の法的位置づけ

Solo-Selbständige



	適用される法
被用者(労働者) Arbeitnehmer	労働法*
見せかけの自営業者 Scheinselbständige	労働法
家内労働者 Heimarbeiter	家内労働法
被用者類似の者 arbeitnehmerähnliche Personen	労働法の一部
自営業者 Selbständige	民法(雇用、請負)、商法等

* ドイツでは労働法典は存在せず、個別の労働関係法により規律される。

I -2. Solo-Selbstständigeの定義と種類

(1) 定義: 一人自営業者「誰も雇わずに一人で自営している者」
→ 法律上の明確な定義なし

(2) 種類: 医師、看護師、メディア、文化、運送、建築、IT関連、.....
→ 副業、クラウドワーカーの一部も含まれる。

I -3. Solo-Selbstständigeの数の推移

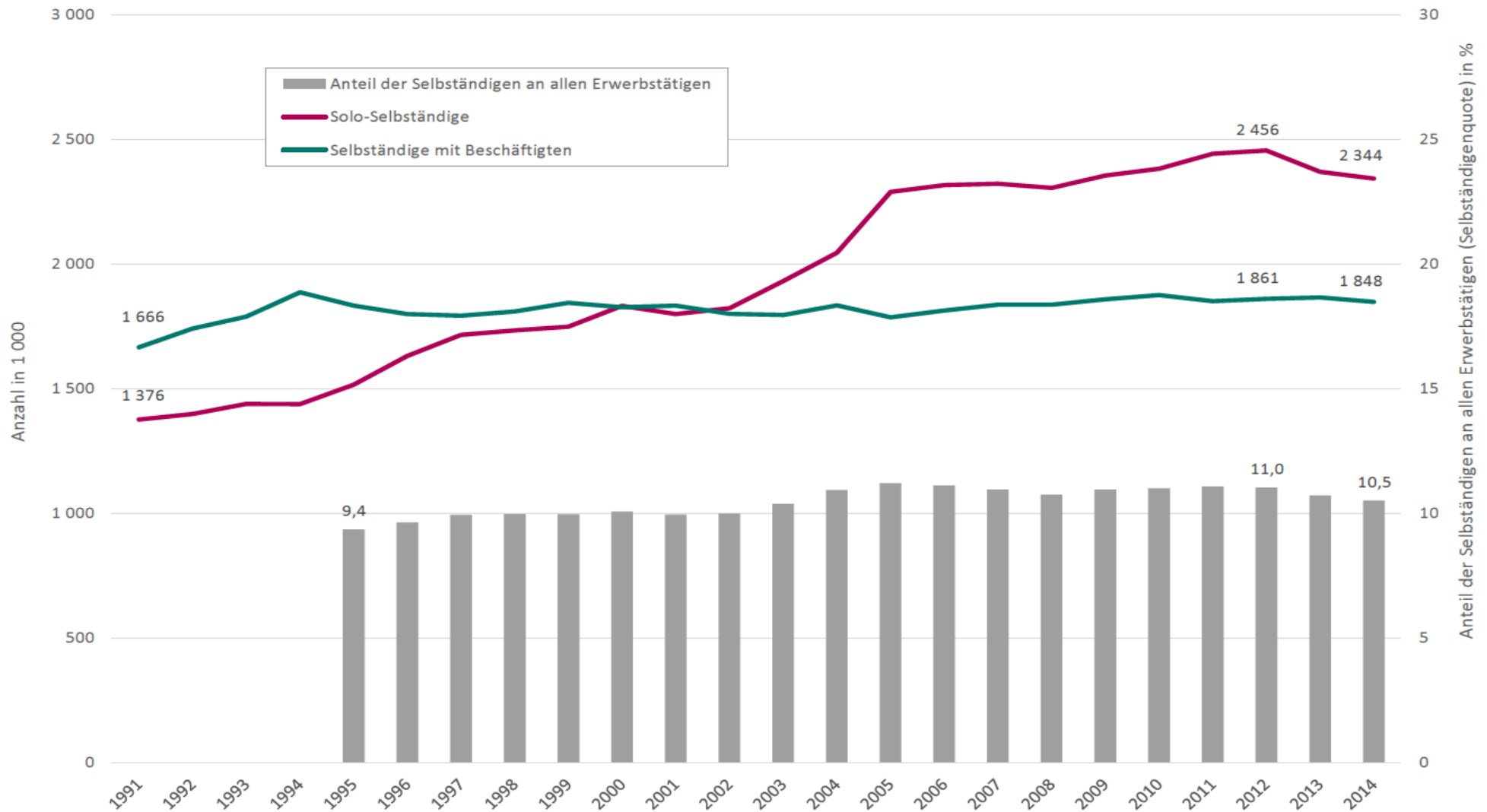
(1) 現状: ドイツでは就業者全体の約1割が自営業者
→ 約半数強が一人自営業者

(2) 推移: 2012年まで拡大し、その後は減少傾向



I -3. Solo-Selbstständigeの数の推移

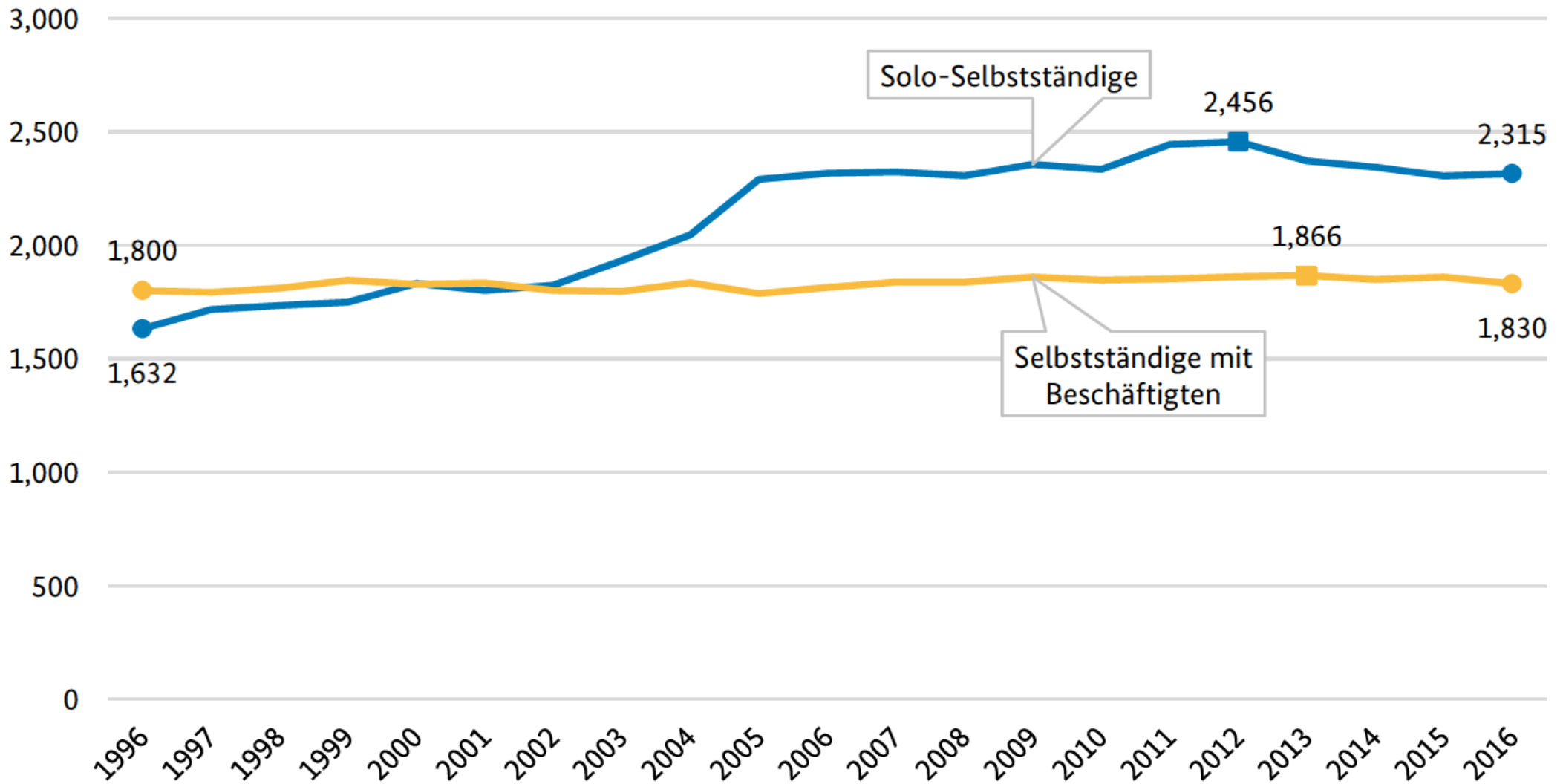
Abbildung 2.1 Entwicklung der Zahl der Solo-Selbständigen, der Selbständigen mit Beschäftigten und Anteil der Selbständigen an allen Erwerbstätigen (1991 - 2014)



Quelle: Eurostat.

I -3. Solo-Selbstständigeの数の推移

Abbildung 1: Anzahl der Selbstständigen in Deutschland (in Tsd.)



Quelle: Labor Force Survey, Eurostat, eigene Berechnungen. Anmerkungen: Die quadratische Markierung stellt jeweils den maximalen Wert der Zeitreihe dar.

Ⅱ. 見せかけの自営業者とSolo-Selbstständige

1. 見せかけの自営業(Scheinselbstständigkeit)

2. Solo-Selbstständigeに対する保護

Ⅱ-1. 見せかけの自営業(Scheinselbständigkeit)の問題

(1) 定義: 契約上は自営業者として契約をしているが、
一人の委託者のために働いているなど実際は被用者と変わらない者

(2) 法的地位: 見せかけの自営業者と判断されれば、被用者と推定される。

Ⅱ -2. Solo-Selbständigeに対する保護の問題・課題

- ・適正な報酬額の確保

- ・健康保険・年金保険・労災保険の適用の有無

↑

ドイツは皆保険ではない



Ⅲ.Solo-Selbständige保護の現状と 今後の課題

1. 見せかけの自営業者の現状
2. Solo-Selbständigeに対する保護(現行法)

Ⅲ-1. 見せかけの自営業の問題(現状)

- (1) 背景: 1990年代に入り、自営業に偽装し、法的保護から外れるなどの問題が顕在化
- (2) 裁判所による被用者性の判断の集積
→1998年に見せかけの自営業者を被用者と推定することを明文化
- (3) 判断基準: 複数の基準のうち一定数を満たせば被用者と推定される。
- (4) 労働契約の定義: 2017年の民法改正(ドイツ民法611a条)
「労働者は、労働契約により、人的従属性において
相手方の指揮に基づいて決定される労働の提供する義務を負う。」
↑
請負契約の濫用を阻止するために、それまでの判例理論を明文化
↑
当初は被用者の基準を明記することを目指していたが、議論の過程で削除された。

Ⅲ-1. 見せかけの自営業の問題(現状)

(5) 年金保険機構による法的地位の確認手続(社会法典第4編第7条)

① 確認機関: クレアリング部署の新設

←ドイツにおける地位確認手続作業はここだけができる。

② 申請者: 委託者・受託者のいずれもが申請できる。

③ 効果: 年金保険機構の判断は、他の保険機構、雇用エージェンシーも拘束する。

例; 被用者と判断された場合には、健康保険、失業保険、労災保険の分野にもその法的地位確定の効果が及ぶ。

Ⅲ-2. Solo-Selbständigeに対する保護(現行法)

(1) 適正な報酬額の確保:「被用者類似の者」概念の創設(労働協約法の拡張適用)

労働協約法12a条;

・「本法の規定は以下の者に準用される。

一 経済的に従属し、かつ、被用者と同程度に社会的保護を必要としている者(被用者類似の者)で、その者が有償委任または請負契約に基づき他人のために働き、債務たる給付を自分でかつ大部分被用者の協力なしで履行し、かつ

(a) 主として一人のために働くか、または、

(b) その者が就業により得る総収入の平均して半分以上を一人の者から得る場合、ただし、これが予見できない場合には、労働協約に別の定めがない限り、過去6ヶ月間を、もしこの期間の活動が短期の場合はその期間を算定の基礎とする。

二 第一号で挙げられている労働者類似の者のために活動する者、並びに、彼らと被用者類似の者との間に雇用契約あるいは請負契約によって基礎づけられる法律関係。」(ドイツ労働協約法第12a条第1項)

・「第1項及び第2項は、芸術、文筆又は報道に関する給付を提供する者、並びに、そのような給付の提供、特に、その技術的な制作に直接関与する者については、第1項第1号b前段と異なり、生業活動全体から得られる収入の平均して少なくとも3分の1を一人から得る場合にも適用される。」(ドイツ労働協約法第12a条第3項)

出典: <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/08/dl/s0828-18f.pdf>

Ⅲ-2. Solo-Selbständigeに対する保護(現行法)

(2) 社会保険の被保険者の範囲:

① 健康保険;すべての自営業者が強制加入

② 年金保険;被用者類似の自営業者が強制加入(社会法典第6編2条1項9号)

③ 労災保険;一部の自営業者のみが強制加入

芸術家・ジャーナリストなどの一部の自営業者(芸術家等社会保険法)

農民・タクシー運転手などの一部の自営業者(各労災保険組合の定款)

Ⅲ-3. 今後の課題

- (1) 年金保険の被用者の範囲拡大: CDU(ドイツキリスト教民主同盟)とSPD(ドイツ社会民主党)の間の連立合意で、年金保険の被保険者の範囲を、すべての自営業者に拡大することに合意
- (2) 民法611a条の影響: 被用者性をめぐる裁判は依然多い。
→法的安定性を図るとい立法者の意図は失敗
- (3) 労災保険: 自営業者の被保険者の範囲の拡大を検討中
- (4) 家内労働法の適用可能性: BMAS(ドイツ労働社会省)による白書『労働4. 0(Arbeiten 4.0)』、DGB(ドイツ労働総同盟)のコメント
↑
反対意見あり